

令和3年度 旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

旧軍港市日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）では、旧軍港四市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市、以下「旧軍港四市」という。）の日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴ー日本近代化の躍動を体感できるまちー」のストーリーの魅力を発信する PR 宣伝事業及び旧軍港四市を周遊する仕組みとして日本遺産の構成文化財を巡る四市周遊スタンプラリーを実施してきた。

「令和3年度 旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信業務」（以下「本業務」という。）は、さらなる旧軍港四市の日本遺産の認知度向上を図るため、効果的な情報発信を行う。また、マーケティングを実施し、After コロナを見据えた新たな周遊促進事業を企画・実施する。

本実施要領は、本業務の受託者を公募型プロポーザルにより選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 令和3年度 旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信業務
- (2) 発 注 者 旧軍港市日本遺産活用推進協議会 会長 多々見良三
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル 6階
- (3) 業務の内容 別添「令和3年度 旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信業務仕様書」
のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
- (5) 契約の上限額 9,142,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (6) 契約の締結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件
について協議し、合意した後に契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
（別添仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）
- エ 業務の全部又は一部について、協議会の承諾なしに他者に再委託することはできない。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 本業務と同種の業務（国・地方公共団体及びそれらが属する協議会等が実施するマーケティングやプロモーション及び周遊促進に係るいずれかの業務）の受託実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 旧軍港四市のいずれかの規定による競争入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 市町村税を滞納している者でないこと。

4. スケジュール

日 程	内 容
令和 3 年 6 月 7 日（月）	公 告
令和 3 年 6 月 8 日（火）	応募受付開始
令和 3 年 6 月 11 日（金） 正午	質問 1 次提出期限
令和 3 年 6 月 16 日（水） 午後 5 時	質問 1 次回答
令和 3 年 6 月 18 日（金） 正午	質問 2 次提出期限
令和 3 年 6 月 23 日（水） 午後 5 時	質問 2 次回答
令和 3 年 6 月 28 日（月） 午後 5 時	参加申込書・企画提案書提出期限
令和 3 年 7 月上旬	評価委員会（プレゼンテーション実施）
令和 3 年 7 月中旬	審査結果通知
令和 3 年 7 月下旬（予定）	契約締結

5. 提出書類

- (1) 参加申込書（様式 1）
- (2) 事業者概要書（様式 2）

事業者概要書の添付書類（ただし、旧軍港四市のいずれかに一般競争（指名競争）入札資格参加登録済みの事業者については、下記ア～オの書類は提出不要とする。その場合は、様式 2「免許・登録」欄に登録市名を記載すること）

ア 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）

イ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

ウ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し

※ 上記のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※ 提出日3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※ 提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの（書式その3、その3の2、その3の3いずれも可）

(3) 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式3）

(4) 最近5年間の類似業務実績調書（様式4）

本業務と同種の受託実績について、プロモーション・マーケティング・周遊促進の業務ごとに、それぞれ最近5年間の代表的なものについて記載（各業務5件まで）。なお、本業務の一部を再委託する場合は、予定する再委託先の当該業務の実績及びその担当者の実績についても記載することができる。

(5) 企画提案書（様式5に企画提案書を付し提出すること）

企画提案書は、別添仕様書に基づき次の事項について記載し、表紙を除きA4版10枚以内又はA3版4枚以内とすること（様式任意）。なお、審査は匿名で行うため、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。また、仕様書に示されていない内容であっても本業務を遂行するうえで有益と思われるものについては、積極的に提案に盛り込むこと。

ア プロモーション業務

鎮守府の認知度・イメージ向上に向けた戦略的かつ効果的なプロモーションに関する提案

イ マーケティング業務

プロモーション業務と連動したマーケティングの実施手法や周遊促進業務に連動する明確なターゲット選定方法についての提案

ウ 周遊促進業務

日本遺産のまちである旧軍港四市の周遊促進を図るとともに、After コロナを見据えた新たな周遊事業等に関する提案。なお、提案は別添「令和2年度旧軍港都市日本遺産魅力発信促進事業実施報告書」をもとに仮定ターゲットを設定したうえで作成すること。

(6) 業務実施体制表（様式6）

本業務の一部を再委託する場合は、予定する再委託先と業務の内容及びその担当者についても記載すること。

- (7) 業務実施スケジュール表（A4又はA3版、様式任意）
- (8) 経費の内訳を記した見積書（様式任意）
- (9) 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

6. 応募書類の提出

- (1) 提出期限 令和3年6月28日（月） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市産業振興部 観光振興課（本館2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）。
- (4) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
- (5) 提出様式 様式に定めのあるものについては、下記の協議会ホームページからダウンロードして入手すること。
<http://www.kyugun.jp>
- (6) 留意事項 提出書類（パンフレット等は除く）は、それぞれ簡易に左綴じとすること。（製本しないこと。）

7. 企画提案書作成に関する質問

- (1) 質問期限 《第1次締め切り》 令和3年6月11日（金）正午
《第2次締め切り》 令和3年6月18日（金）正午
- (2) 質問方法 所定の質問書（様式7）により電子メールにて受け付ける。
- (3) 回答日時 令和3年6月23日（水）午後5時までに回答する。なお、第1次締め切りまでに受け付けた質問については、6月16日（水）午後5時までに回答する。なお、回答に対する問い合わせは受け付けない。
- (4) 回答方法 協議会ホームページにて質問とともに公表する。

8. 選定方法等

- (1) 評価基準 別添「旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信事業発信業務プロポーザル評価基準表」のとおり
- (2) 審査方法 提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、旧軍港市日本遺産周遊促進等情報発信業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）が（1）の評価基準に基づき審査する。なお、プレゼンテーションはオンラインでの開催とし、時間は1者あたり30分（業務実績5分・提案説明15分・質疑応答10分）、内容は提出のあった企画提案書に基づくものとして大幅な資料の改変・追加は認めない。また、プレゼンテーション資料にも参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。開催日程は7月上旬を予定しており、詳細は別途通知するものとする。

(3) 特定者の選定及び結果通知

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の優先候補者(以下「特定者」という。)とし、本業務に向けた協議を行い、これが整えば契約を締結する。ただし、契約に至らない場合は、次点者を特定者に選定する(次点者以降も同様の取り扱いとする)。
- イ 最高点の者が複数の場合は、①実績評価の点数を除いた提案評価の合計得点が高い者、②金額の安価な者の順に特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を選定する。
- ウ ア・イに関わらず、企画提案書の総合得点が400点満点中240点未満の場合は、特定者として選定しない。また、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、総合得点が240点以上でかつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
- エ 審査の結果については、7月12日(月)までに文書により審査対象者全員に通知するとともに協議会ホームページで公表する。

(4) 失格事項

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提案金額が2(4)の契約の上限額を超えた場合
- ウ 提案に関して、談合等の不正行為があった場合
- エ 本実施要領に示した事項及び本件に関する条件に違反した場合
- オ その他、評価委員会が不適当と認めた場合

9. その他

- (1) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は協議会内及び評価委員会での使用に限る。
- (5) 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

10. 問い合わせ・提出先

舞鶴市産業振興部 観光振興課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

電話：0773-66-1024 FAX：0773-62-9891

Email：kankou@city.maizuru.lg.jp